

# 申請編

## 第3章 給水装置工事の申請について

### 第1節 工事申込み

#### 1 工事申込み

工事の申込みをしようとする者は、給水装置工事申込書に関係書類を添えて申込み、管理者の承認を受けなければならない。(条例第7条)

#### 2 市納付金の納入

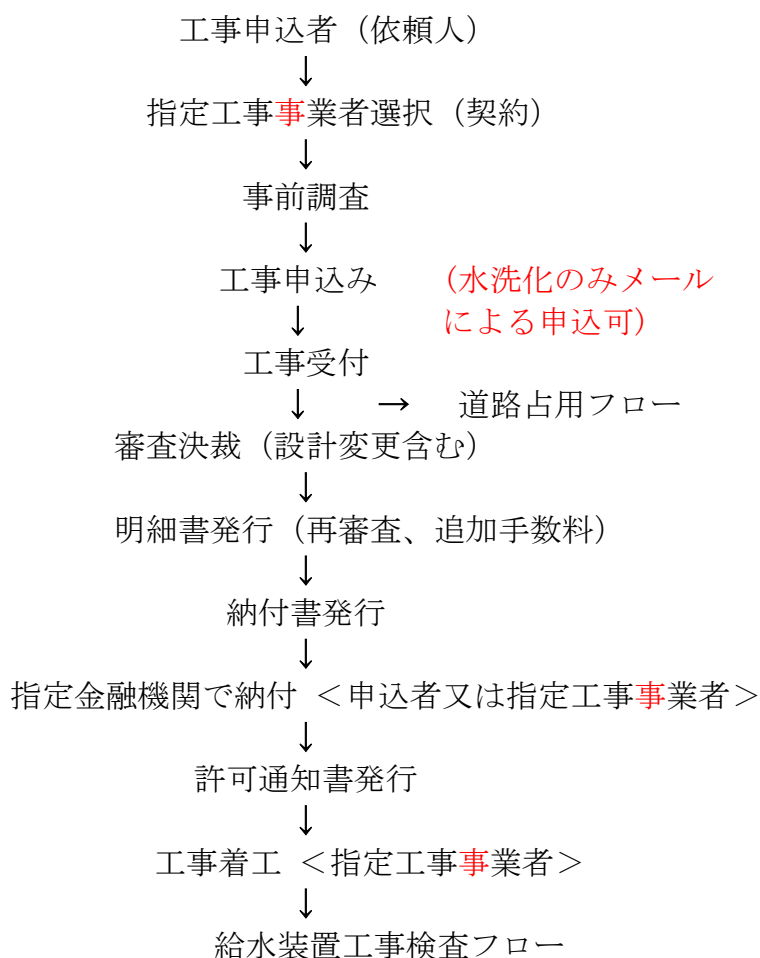
工事の申込みをしようとする者は、**条例**で定める市納付金を納めなければならない。(条例第33条の2、第33条の2第2項、**第34条**、第34条第2項)

#### (解説)

- 1 工事の申込みに関しては、「第2節 給水装置工事申込み概要」および「第3節 関係書類」を参照すること。また、申込み書類等に必要事項を記入し、1部提出すること。(記載例9)様式第8号 P26
- 2 関係書類とは、工事設計図、位置図および給排水工事情報カード等をいう。なお、**工事**設計図は2部、位置図は1部添付すること。
- 3 使用材料について次のものを使用する場合は、基準に適合していることを確認のうえ、材料基準適合確認書を作成し添付すること。(記載例12)様式第62号 P30
  - (1) 自己又は第三者認証品。
  - (2) その他基準省令に適合確認済のもの。
  - (3) (1)・(2)は、平成15年4月1日から省令で定める、鉛に関する浸出性能基準に適合した鉛レス合金および表面処理等がされた基準適合品の材料とする。
- 4 共同住宅等の申込みは、1棟につき1部の申込書とする。
- 5 次の場合は、水理計算書を1部添付すること。
  - (1) メーター口径がφ25以上となる場合。
  - (2) 受水槽式給水となる場合。
  - (3) 3～5階直結式および直結増圧式給水となる場合。
  - (4) 併用式給水となる場合。
  - (5) その他局が必要とする場合。
- 6 他人の土地(私道含む。)および建築物に給水装置を設置するときは、土地所有者の同意書を添付すること。(様式第9号)なお、局が必要と認める場合は、公図および土地登記簿(3ヶ月以内のもの)等の写しを添付しなければならない。(条例第7条第2項、施行規程第3条)
- 7 他人の給水装置から分岐するときは、給水装置所有者の同意書を添付すること。(条例第7条第2項、施行規程第3条)
- 8 局は、承認後工事許可通知書を発行し、必要に応じて条件を付加する場合がある。

## 第2節 給水装置工事申込み概要

給水装置工事申込み手続きについては下記のとおりとする。



## 第3節 関係書類

給水装置工事申込みに必要な書類は下記のとおりとする。

### 1 提出書類

- (1) 給水装置工事申込書 1部 (記載例 9) 様式第 8 号 P26
- (2) 給水装置工事設計図 2部 (記載例 10-1) P27
- (3) 位置図 1部 (記載例 10-2) P28
- (4) 給排水工事情報カード (記載例 11) 様式第 54 号 P29
- (5) 材料基準適合確認書 (記載例 12) 様式第 62 号 P30

注) 位置図は事前調査時に自由閲覧システムで印刷したマッピングデータ等を使用すること。

### 2 主な添付書類

- (1) 分岐同意書（私所有管からの分岐） 1部 (記載例 13) 様式第 9 号 P31
- (2) 土地（家屋）同意書（他人の土地や家屋を借用又は掘削） 1部 (記載例 13) 様式第 9 号 P31
- (3) 誓約書
- (4) 給水装置（施設）所有者変更届
- (5) 代理人選定届

(6) 土地所有者であることが確認できる書類

### 3 注意事項

原則として審査、検査手数料の納付は納入通知書を発行した日の翌日（土曜日・日曜日・祝日を除く）から七日以内とする。

## 第4節 工事申込みの変更および取消し

工事申込み後、申込者を変更するときは、給水装置工事申込者変更届に必要な事項を記入し、また、工事の申込みを取消しするときは、給水装置（施設）工事申込取消に必要な事項を記入し、速やかに管理者に届け出なければならない。

（様式第10号、第11号）（施行規程第4条）

## 第5節 変更の申込み

### 1 設計の変更

工事が設計変更の対象となるときは、給水装置（施設）工事設計変更申込書に変更設計図を添付し、申込みしなければならない。

（様式第12号）（施行規程第5条第2項）

### 2 工事施工者の変更

指定工事事業者を変更するときは、給水装置（施設）工事施工者変更届に必要な事項を記入し、速やかに届け出なければならない。

（様式第13号）

### 3 主任技術者の変更

当初指名していた主任技術者を変更するときは、給水装置工事主任技術者変更届に必要な事項を記入し、速やかに届け出なければならない。

（様式第14号）

#### （解説）

1 工事において設計を変更しようとするときは、給水装置工事を一時中止し、**条例**第9条第2項（給水装置工事を施工するときは、あらかじめ管理者の設計審査を受けなければならない。）の設計審査を受けなければならない。

2 次の場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 市納付金に変更がある場合
- (2) 給水方式を変更する場合
- (3) その他管理者が必要と認めた場合

ただし、**市納付金の変更を伴わない**軽微な変更については、協議により行うことができる。

3 設計変更の申込みは、施工前に行わなければならない。

4 変更設計図には、赤色のボールペン等により変更内容を明記すること。

5 当初申込書に記載していた主任技術者が退社等の理由により、主任技術者を変更する場合は、速やかに給水装置工事主任技術者変更届を提出しなければならない。

6 変更に伴う市納付金の還付は、申込者の口座情報等について記載する。（金融機関名、本・支店名、口座種類、口座番号、口座名義、ふりがな）**ただし、諸事情により市納付金を申込者以外の者が立替えて納付している場合は、立替えた者の口座情報等を記載する。**

（様式第68号）

## 第6節 メーター取付等の手続き

メーターの取付等を行う際は、以下の点に留意すること。

- (1) メーターを取付けするときは、水道メーター取付および使用開始届に必要な事項を記入し、届け出なければならない。
- (2) 工事用水として一栓を使用するときは、給水装置一栓工事申込書に必要な事項を記入し、メーターを交付された日に取付け、直ちに一栓工事報告書を提出しなければならない。(様式第15号、第16号)
- (3) メーターの取付けは、逆取付け等に留意して確実にを行い、パイロット等の動作を確認する。

### (解説)

- 1 工事用水としてメーターを取付けするときも水道メーター取付及び使用開始届を提出すること。(様式第60号)
- 2 一栓工事とは、工事申込み後、工事用水として給水装置(給水栓一栓)を設置する工事をいう。(工事用一栓申込み手順(P37)を参照すること)
- 3 改造工事等に伴い既設メーターが不要となったときは、メーターを即日に返納しなければならない。

## 第7節 市納付金

### 1 水道加入金

給水装置の新設又は改造を行おうとする者は、メーター口径に応じた水道加入金(以下「加入金」という)と手数料を納入すること。なお、納付は納入通知書を発行した日の翌日(土曜日・日曜日・祝日を除く)から七日以内とする。

(条例第33条の2第2項、第34条第2項)

### 2 費用の減免

管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納入しなければならない加入金、手数料又はその他の費用を減免することができる。

(条例第35条)

### (解説)

- 1 メーター口径を大きくする場合は、加入金の新口径に応ずる額と旧口径に応ずる額との差額を納入しなければならない。(条例第33条の2)
- 2 手数料は、図面等の審査に関わる設計審査手数料、および検査等に関わる工事検査手数料である。なお、条例に規定している手数料において給水管の口径とは、審査および検査対象となる給水管の最大口径をいう。
- 3 市納付金には、条例で定める加入金および手数料の他に要綱で定める分岐立会費がある。なお、分岐立会費は、被分岐管口径を算定基準とする。
- 4 工事が鉛製給水管の解消を目的とした場合、審査手数料および検査手数料を免除することができる。(条例第35条)
- 5 臨時に水道を使用する売店、興業、工事現場、その他これらに類するものの給水装置の新設の申込みで、その期間が3カ月以内のときは、施行規程第23条の規定により加入金を2分の1に減額することができる。
- 6 水道加入金は給水管を撤去し使用しなくなった場合、または減径による差額が生じる場合等でも還付しない。

## 給水装置工事市納付金一覧表

(1) 水道加入金 (条例第 33 条の 2)

メーターの口径	金 額 ※ 税抜
13 ミリメートル	70,000 円
20 ミリメートル	160,000 円
25 ミリメートル	230,000 円
40 ミリメートル	670,000 円
50 ミリメートル	1,120,000 円
75 ミリメートル	2,880,000 円
100 ミリメートル	5,700,000 円
150 ミリメートル以上	管理者が別に定める額

(2) 設計審査手数料 (条例第 34 条)

① 新設又は改造（便所の水洗化のみのものを除く）に係る審査（1 回につき）

給水管の口径	25 ミリメートル 以下	25 ミリメートルを超え 50 ミリメートルまで	50 ミリメートルを 超えるもの
金 額	2,500 円	3,700 円	4,500 円

② 改造（便所の水洗化のみのものに限る）又は撤去に係る審査（簡易審査手数料）

1 回につき 1,700 円

(3) 工事検査手数料

① 現地検査（1 回につき）

給水管の口径	25 ミリメートル 以下	25 ミリメートルを超え 50 ミリメートルまで	50 ミリメートルを 超えるもの
金 額	3,500 円	4,300 円	5,500 円

② 書類検査 1 回につき 1,200 円

(4) 分岐立会費 (給水装置工事に係る費用を定める要綱第 3 条)

口径 mm	金 額 ※ 税抜	
	昼	夜
40	3,700 円	4,500 円
50	3,900 円	4,800 円
75	5,200 円	6,300 円
100	7,500 円	9,200 円
150	8,900 円	10,900 円
200	10,700 円	13,200 円

(注) 夜とは 20:00~5:00 の時間帯とし、それ以外の時間帯を昼とする。  
既設管の元止めの場合は切り取り管の口径を適用する。

※ 給水装置工事申込書の記載例と注意点について

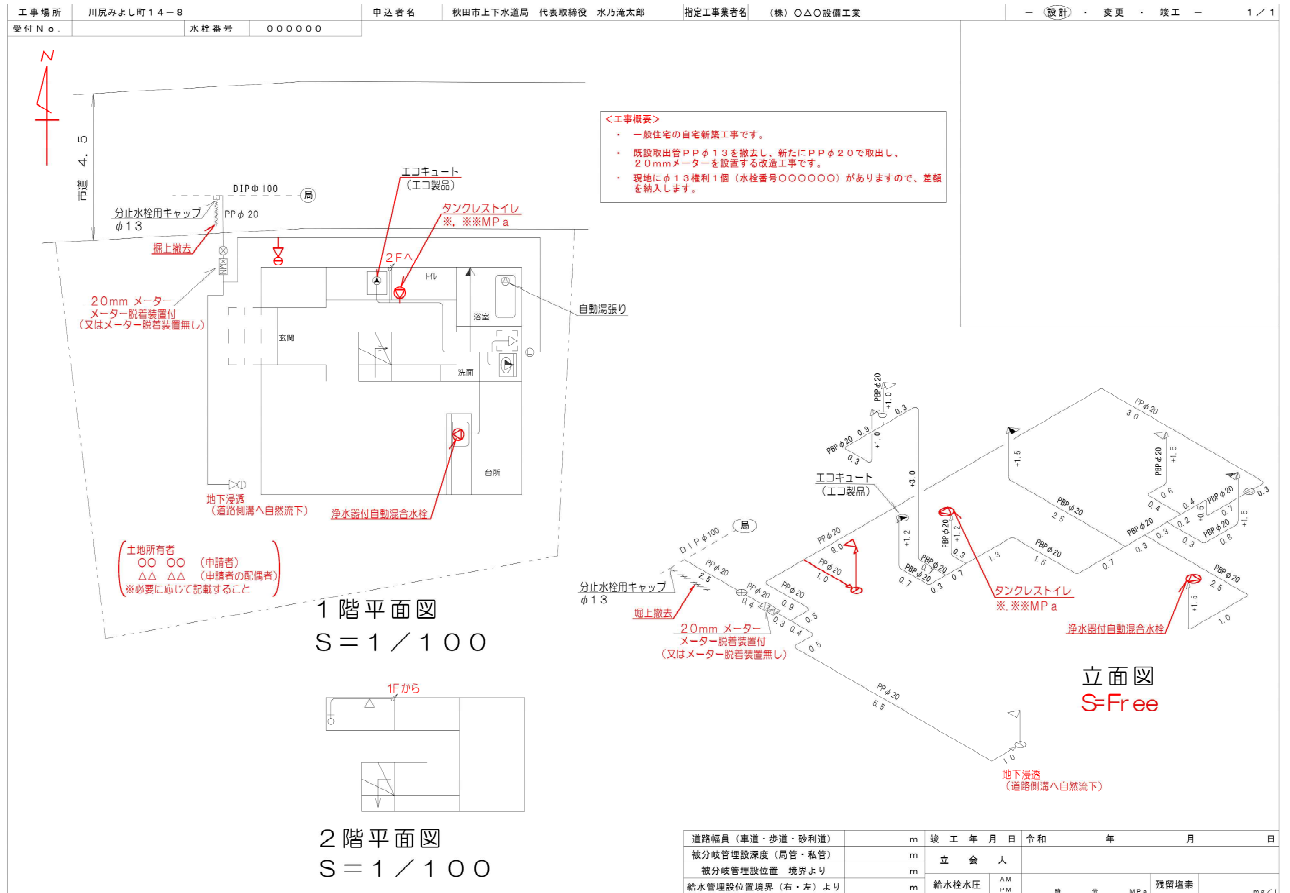
## 給水装置工事申込書

何 課長 課長補佐 係長 係				何 課長 課長補佐 係長 係(検)				シリアル					
審査				竣工				水栓番号					
※地区・上水地区 ※受付年月日は記入しないこと。													
※申込者の住所、氏名欄は申込者本人が署名する。(ゴム印等を可とする。)				受付年月日 年 月		※申込者 給水装置工事内容について工事申込者と十分な協議を行うこと。							
申込者(個人) 住 所 秋田市川尻みよし町14-8 フリガナ アキタ タロウ 氏 名 秋田 太郎 TEL000-000-0000				受付番号 2 0		※工事種別 7:その他の場合は、カッコの中に工事内容を記入すること。							
上記の委任者より受任しましたので、承認願います。 指定給水装置工事事業者(受任者) 住 所 秋田市山王一丁目1-1 ○○水道施設(株) 代表者名 水道 太郎 TEL000-000-0000				工事場所 秋田県八橋本町一丁目 1番 1号 方 番		※工事事業者 工事を受任した事が明記されます。電話番号なども忘れずに記入すること。							
				工事業者コード 9 9 業種コード		※給水方式 複数の給水方式を併用する場合、どの方式と併用になるのかを記入すること。							
				工事種別 1		※メーター 出庫が必要なメーター口径・個数を記入すること。							
				給水方式 1		※主任技術者 この給水装置工事に選任された主任技術者の氏名と免状番号を忘れずに記入すること。							
				建物規模 2 階(給水階 1・2 階) 1 世帯		※添付書類 ある場合は“1”を、ない場合は“2”を記入すること。							
				メーター 20 mm 1 個 mm 個 mm		※道路区分 道路掘削がある場合、その道路区分を記入すること。							
				主任技術者 水道 太郎 No 000000		※竣工予定年月日 竣工予定日が延期になる場合は必ず延期届出書を提出すること。							
				道路区分 3 1:国道 2:県道 3:市道 4:私道 5:その他( )									
				道路占用 申請番号第 号・許可番号第 号									
				道路使用 申請日 / 許可番号第									
市納付金内訳													
種別	13	20	25	40	50	75	100	150	200	金額	分岐同意書	添付書類	
設計審査手数料	1									2,500	土地(家屋)同意書 2	土地所有者の証明書等 2	
簡易審査手数料											誓約書 2		
現地検査手数料	1									3,500	所有者変更届 2	1:特 2:無	
書類検査手数料											代理人選定届 2		
分岐立会費											参考台帳番号		
新設加入金	1									176,000	検査月日		
口径 変更前											分岐 一 栓 撤去 現地		
口径 変更後													
臨時加入金											竣工予定年月日 年 月 日		
合計金額										182,000	竣工年月日 年 月 日		
設計変更および追加市納付										確認印 許可書発行印 納入照合印		排水受付番号	
										通知書発行日 /		工事協議番号	
										通知書発行日 /		許可条件	
										通知書発行日 /			

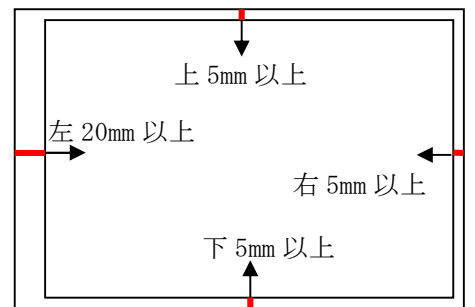
※市納付金内訳  
 審査・検査手数料は施工する給水管の最大口径を記入。加入金はメーターの口径及び個数を記入すること。

# 給水装置工事設計図

※ 工事申込時に添付する設計図です。下記の注意事項を基本として作成すること。



## ⑩以下のとおり余白を取ること



## ※ 注意事項

- ① 用紙サイズはA3判を基本とする。
- ② 長さはm表示、管口径はmm表示とする。
- ③ 方位は原則北を上とする。
- ④ 被分岐管の管種・口径は正確に調査し表示する。
- ⑤ 既設取出管を使用する場合は、水の出を確認し明記する。
- ⑥ 平面図は1/100とし、位置図は1/1,500を基本とする。
- ⑦ 申込時、立面図を省略する場合は、宅内配管の管種・口径を明記する。
- ⑧ 特殊器具を設置する場合は、器具の名称を記載し、トイレが特殊器具の場合は設計水圧を記載する。
- ⑨ 申請者と土地所有者が異なる場合、土地に共有者がいる場合は、1階平面図の対象敷地内に土地所有者を申請者との続柄を併記して記載する。(余白不足で敷地内に記載できない場合は敷地近傍に記載でも可。)
- ⑩ 設計図の2枚目以降は、水栓番号の記載枠および右下の枠(道路幅員、被分岐管理設深度、被分岐管理設位置、給水管埋設位置境界、竣工年月日、立会人、給水栓水圧、残留塩素)の記載を削除する。



## 給排水工事申請時に添付する給排水工事情報カードについて

※ 太枠内を記入し、工事申込書に添付すること。

## &lt;給排水工事情報カード&gt;

給水装置工事 ( ○ 月 ○ 日 **申請済み** ・ 月 日 申請予定 )  
 排水設備工事 ( 月 日 申請済み ・ ○ 月 ○ 日 **申請予定** ) (申請確認 / 済)  
 給水工事種別 (新設 ・ **改造** ・ 水洗化 ・ その他( )) 検索水栓番号 ( ○○○○○○ )  
 排水工事種別 (新設 ・ **改造** ・ 浄化槽切替 ・ その他( )) 現地地下水管種別 (合流 ・ 分流)  
 給水装置工事 ・ 排水設備工事 (申請しない理由: )  
 加入金の有無 【 **有** ( **現地** ・ 他からの移設 ) ・ 無 】  
 申請時の状況 【 設置メーター数 **0** 個】 【 共用メーター 有 ・ **無**】 【 井戸水等 有 ・ **無**】  
 完成後の予定 【 設置メーター数 **1** 個】 【 共用メーター 有 ・ **無**】 【 井戸水等 有 ・ **無**】

<局使用欄> <input type="checkbox"/> 下水道使用届・使用水変更届 ( 必要 ・ 不要 )		提出月日	/
<input type="checkbox"/> 休止届の提出		受取	/
<審査担当> 現地権利記載欄		メーター出庫	
(メーター返却すること/メーターそのまま使用)		mm 個	
メーター番号:			
申請時下水状況 ( 未賦課 ・ 賦課済 ・ 新規 )		確認日	
使用水区分 ( 水道水 ・ 井戸水等 ・ 併用 ( ))		月 日	
同時検査状況 ( 単独申請 ・ 同時検査 ・ 別検査 (理由: ))		台帳確認	
<検査担当> 上水 ( 有 ・ 無 : 設置メーター数 計 個 ) → 接続有 個			
共用メーター ( 有 ・ 無 : 使用箇所 個 ) → 接続状況 ( 有 ・ 無 )			
井戸水等 ( 有 ・ 無 : 使用箇所 ) → 接続状況 ( 有 ・ 無 )			
接続確認プレート設置 ( 済 ・ 未 )			
竣 工 時 下水コード	水栓 No. ( 未賦課 ・ 賦課済 )	確認月日	
	水栓 No. ( 未賦課 ・ 賦課済 )	/	/
	水栓 No. ( 未賦課 ・ 賦課済 )	/	/

※ 申請時の状況の記入欄は、実際の現地の設置

状況 (メーター個数・井戸の有無) を記入すること。

※ 排水設備工事の施工がない場合は、理由を記入してください。(排水がある場合は、その放流先を必ず記入すること。)

記入例 1 : 取出工事のため排水設備工事なし

記入例 2 : 既設浄化槽使用のため

記入例 3 : 既設排水設備使用のため

記入例 4 : 個人設置型浄化槽使用のため

※ 給水装置工事のみ施工で下水道使用に変更がある場合は、必要な書類を提出すること。

例 1 : メーターを増設する場合

( 2 世帯の系統を分ける ・ 店舗と住宅を分ける等 ) → 下水道使用届 (様式第 69 号)

例 2 : 井戸水から上水に切替えする場合 → 使用水変更届 (様式第 73 号)

例 3 : 既設受水槽を廃止し直結式給水に変更する場合 → 下水道使用届 (様式第 69 号)

例 4 : 建物があり下水道を使用していた場所を畑にする場合 → 下水道休止届 (様式第 70 号)

※ 他にも様々なケースが考えられるため、その都度給排水課窓口と協議すること。

# 材料基準適合確認書 (設計・変更・竣工)

(宛先)秋田市上下水道事業管理者

工事場所 : 山王〇丁目〇〇-〇〇

申込者名 : 水道太郎

○配水管分岐からメーターまで(指定材料)

1/1 枚目

材料名	メーカー名	口径	型式	認証機関・番号	確認方法	備考
ダクタイル鋳鉄管	〇〇〇〇	φ100	GX形	JWWA G 113	刻印	
同上継手類	〇〇〇〇	φ100	GX形	JWWA G 114	刻印	
ポリホレン管	〇〇〇〇	φ13~25	1種2層管	JIS K 6762	シール	
ソフトシール仕切弁	〇〇〇〇	φ50・75		JWWA B 120	刻印	
開閉防止形弁箱式止水栓	〇〇〇〇	φ13	I型	日本水道協会	ゴム印	

○メーター下流(上に記載したものを除く)

材料名	メーカー名	口径	型式	認証機関・番号	確認方法	備考
<del>架橋ポリホレン管</del>	<del>〇〇〇〇</del>	<del>φ13~25</del>	<del>〇〇〇〇</del>		<del>シール</del>	
<del>下流給水栓柱</del>	<del>〇〇〇〇</del>		<del>〇〇〇〇</del>		<del>シール</del>	
<del>水抜き栓</del>	<del>〇〇〇〇</del>	<del>φ13~25</del>	<del>〇〇〇〇</del>		<del>シール</del>	
<del>給湯器</del>	<del>〇〇〇〇</del>		<del>〇〇〇〇</del>		<del>シール</del>	<del>エニ製品</del>
<del>給水栓</del>	<del>〇〇〇〇</del>		<del>〇〇〇〇</del>		<del>シール</del>	
<del>給水用ヘンダー</del>	<del>〇〇〇〇</del>		<del>〇〇〇〇</del>		<del>シール</del>	
<del>自己認証品</del>	<del>〇〇〇〇</del>		<del>〇〇〇〇</del>	<del>自己認証</del>	<del>証明書</del>	<del>ISO9001</del>

※メーター下流の使用材料については性能基準適合品を使用(一行目に記載)

※メーター下流については設計、変更時、使用材料の記載不要。  
 ただし、メーター下流の表一行目に  
**「メーター下流の使用材料については、性能基準適合品を使用」**  
 と記入すること。  
 ※竣工時は全ての使用材料を記入すること。

※自己認証品については、基準省令に定める性能基準を満たすことを示す試験証明書と、製品品質の安定性を示す証明書(ISO9000シリーズの規格への適合証明書等)を添付すること。

※竣工時はメーター下流側の材料も記載すること。

受付番号

〇〇年〇〇月〇〇日

指定工事業者名 (株)水道工事設備

上記のとおり報告します。

主任技術者 水尾 作郎

# 分岐および土地（建築物）使用 に関する利害関係同意書

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

住所 秋田市川尻〇〇町〇〇-〇〇  
申込者  
氏名 水道太郎

工事場所 秋田市 山王〇〇丁目 (地番 〇〇-〇〇 )

私は、申込者が給水装置（施設）工事のために、私所有の

土地・建築物 を使用することを承諾します。  
年 月 日

承諾者 住所  
氏名

(土地地番 秋田市 )

土地・建築物 を使用することを承諾します。  
年 月 日

承諾者 住所  
氏名

(土地地番 秋田市 )

給水管から分岐することを承諾します。  
〇〇年 〇〇月 〇〇日

承諾者 住所 山王〇〇丁目 〇〇-〇〇  
氏名 水道二郎

赤枠内は原則として承諾者が署名

※ 原則として承諾者が署名する

## 第4章 工事台帳・管路情報画面の閲覧・交付

### 第1節 給水装置・排水設備工事台帳および管路情報画面の閲覧ならびに複写交付

#### 1 工事台帳の閲覧および複写図の交付申請

(1) 給水装置・排水設備工事台帳（以下「台帳」という。）の閲覧および複写の交付を受けることができる者は、次のとおりとする。

閲覧および複写の交付を受けるときは、本人又は委任状持参者の身分を確認できるものを提示しなければならない。

ア 給水装置・排水設備所有者本人 ⇒ 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等。

イ 給水装置・排水設備所有者の委任者 ⇒ 委任状および運転免許証またはマイナンバーカード等。

(2) 台帳の閲覧および複写交付を希望する場合は、給水装置・排水設備工事台帳閲覧・複写交付申請書（様式第17号）に必要事項を記入し、給排水課の窓口へ申請すること。なお、給水装置・排水設備所有者から委任を受けたときは、委任状（様式第18号）を提出すること。

(3) 台帳の複写費は、300円（税抜）とし、申込者の負担とする。申込者は、給排水課で発行した納入通知書により、お客様センターで納入すること。

(4) 閲覧および複写交付できるものは、局で保存している台帳とする。

#### 2 上下水道管路情報の閲覧および複写図の交付申請

(1) 複写図には、氏名等の個人情報を表示しない。また、参考資料として利用していただく図面であるため、複写図の余白に注意事項を印刷している。

(2) 閲覧および複写交付できるものは、局で保存している情報とする。

(3) 手続方法

##### ア 自由閲覧システムの場合

稼働時間は平日（土日、祝日、年末年始を除く）8時30分～17時00分とし、給排水課に設置している自由閲覧システムにより閲覧および交付を行う。

##### イ 窓口の場合

17時00分～17時15分の開庁時間内または自由閲覧システムが不具合等で停止している場合は、上下水道管路情報複写図交付申請書（記載例14様式第74号）に必要事項を記入し、窓口へ申請すること。

(4) 図面の複写費はカラー1枚50円（税込）、白黒1枚10円（税込）とし、申込者の負担とする。(3)手続方法のアの場合は、自由閲覧システム付属の課金機により納入し、イの場合は給排水課で発行した納入通知書により、お客様センターで納入すること。

上下水道管路情報複写図交付申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

上水道		下水道	
申請者	住所	秋田市川尻〇〇町〇〇番〇〇号	
	ふりがな 会社名	〇〇ふどうさん 〇〇不動産株式会社 (業者コード )	
	ふりがな 氏名	すいどう たろう 水道太郎	
	連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
確認欄	交付部数		納付書番号
	白黒	10円× 枚	
	カラー	50円× 枚	
備考	(マンホール・バルブ・消火栓・水栓 )		対応者

## 第5章 せん孔・分岐

### 第1節分岐等の申込み手順

指定工事事業者は、分岐等の工事着工前に、関係機関に必要な手続きを行わなければならない。

(解説)

#### 1 手続き

前日の11時までに日程の入力（工事業者専用PC端末）を行うこと。

（記載例15 「せん孔立合予約申込手順」 P35 参照）

#### 2 添付書類等

(1) 給水装置工事設計図（せん孔者氏名、登録番号、せん孔月日を記入） 1部  
（記載例16 P36）

(2) せん孔資格があることを証明するものの写し1部

(3) 地下埋設物確認書の写し1部

※様式は下のURLまたは二次元バーコードからダウンロードすること。

(4) 当該道路管理者の道路占用許可書の写し1部

(5) 当該警察署の道路使用許可証の写し1部

(6) 着手届と路面復旧断面図

#### 3 注意事項

断水を伴う場合は、工事許可書通知書発行後に検査員と事前に協議しなければならない。（第13章施工も参照のこと）



秋田市上下水道局HP「地下埋設物確認」

(URL <https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008343.html>)





## 第6章 工事前一栓の申請

### 第1節 工事前一栓の申込み手順

指定工事事業者は、工事前一栓の工事着工前に、関係機関に必要な手続きを行わなければならない。

(解説)

#### 1 手続き

前日の11時までに日程の入力（工事業者専用PC端末）を行う。

（記載例19 「工事前一栓申込手順」 P40 参照）

#### 2 添付書類等

(1) 給水装置一栓工事申込書 1部 （記載例18-1）様式第15号 P38

(2) 位置図 1部 (A4) （記載例10-2）P28

(3) 給水装置一栓工事申込書に添付する工事前メーター設置図面  
(一栓箇所の明記、一栓月日を記入/A4、A3各1部)  
（記載例20）P41

(4) 水道メーター取付及び使用開始届 （記載例21）様式第60号 P42

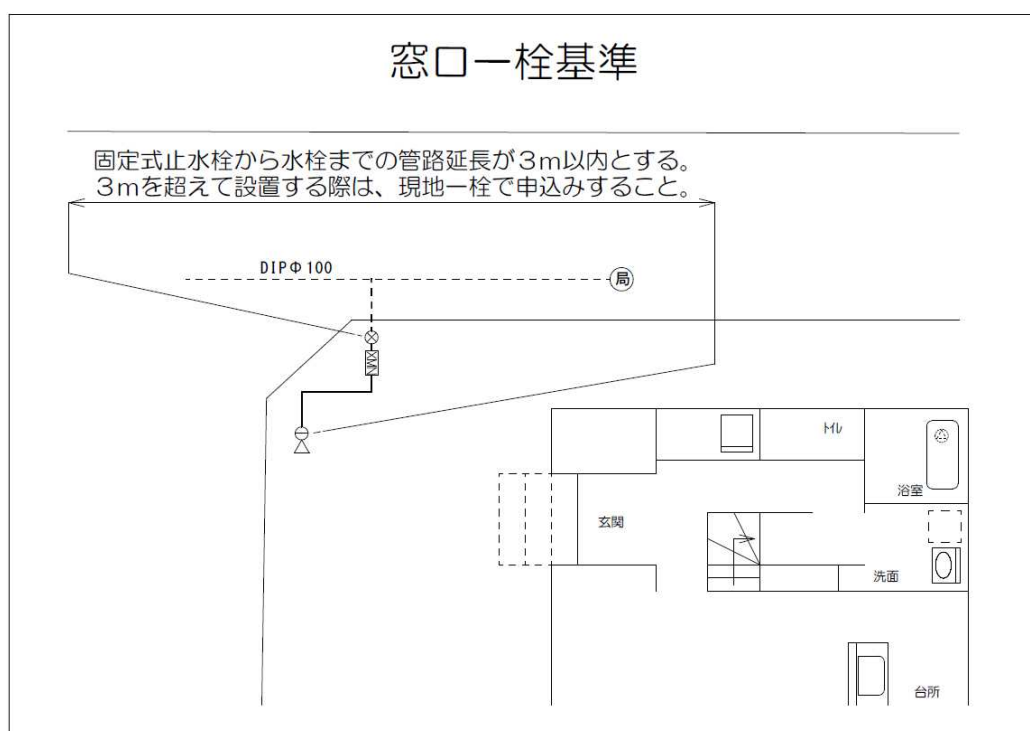
#### 3 報告

窓前一栓工事を行った場合は当日中に速やかに一栓工事報告書を提出しなければならない。提出方法は持参又は電子メールとする。電子メールで提出する場合は指定のEメールアドレス宛とし、報告書のPDFファイルを添付するものとする。Eメールアドレスについては給排水課へ確認すること。

（記載例18-2）様式第16号 P39

#### 4 注意事項

- ・ 即日にメーターを取り付けすること。また、既設メーターは速やかに返却すること。
- ・ 一栓工事報告書の提出が15時以降となる場合は連絡をすること。



受付印

### 給水装置一栓工事申込書

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

指定工事業者 **株式会社 〇〇水道**

代 表 者 **水 道 太 郎**

受付番号	〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
工事場所	秋田市 <b>川尻みよし町14-8</b>
申込者	<b>水乃 環太郎</b>

- 1 給水管取出し後、工事用水として一栓を使用したいので、検査を申込みます。
- 2 工事用水として一栓を使用したいので、メーターの交付を申込みます。  
なお、メーターは交付された日に取付け、速やかに工事報告書を提出します。

受取者									
受取月日					月				日
メーター	口		番		名	金 門	愛 知	リコー	
	径		号		称	東 洋	東 光	明 治	
						日 国	阪 神		

現地検査の結果、次のとおり報告します。

検査年月日	検査結果	
年 月 日	合格	不合格
特記事項		

年 月 日

検査員

## 一 栓 工 事 報 告 書

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

令和〇〇年〇〇月〇〇日に一栓工事を行い、現地のメーターの設置状況は次のとおりですので報告します。

指定工事業者

主任技術者

受付番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇		申込者	〇〇 〇〇			
工事場所	秋田市 川尻みよし町14-8						
交付日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日						
取付日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日						
設置メーター	口径	20mm	番号	〇-〇〇〇	名称	金門 リコー 東光 日国	愛知 東洋 明治 神
検査項目及び検査内容							検査結果
メーター	逆付けがなく水平に設置されているか						○
	メーター検針・取替、止水栓の操作に支障はないか						○
	メーターに異物が混入していないか						○
	全ての給水用具が、メーターを経由しているか						○
吐水量	給水栓の吐水量は適切か					○	
給水栓圧	AM・PM	1 時 15分		○ MPa	○		
水質確認	残留塩素濃度 0.0 mg/L					○	
承認表示	給水装置工事承認表示はされているか					○	

- ※ メーターは、交付日に取り付けをし、工事終了後速やかに提出すること。
- ※ メーターは、上流側を洗管後、向きを間違わないように設置すること。
- ※ メーターは、工事用水のために交付したものであり、竣工後は速やかに検査を受けること。





アパート等完成時、入居者がいない場合は“完成休止”を選択すること。

(記載例 21) 様式第 60 号

受付番号 ○○○○ - ○○○○	出庫要件 検査・工事一栓・せん孔+一栓
水栓番号 新規附番	新規出庫・増径出庫・減径出庫・同径出庫

### 水道メーター取付及び使用開始届

① 秋田 5. 雄和 7. 河辺	工事種別 新設 (改造 (増径・減径・同径))	使用状況 工事使用 (完成使用)	口径変更 13 mm → 20 mm	開栓方法 新規開栓 開栓 再開栓
	改造(新規) 臨時	完成休止		

届出年月日 ○年 ○月 ○日	使用開始年月日 (取付年月日) ○年 ○月 ○日
-------------------	--------------------------------

給水装置場所	住所 秋田市 川尻みよし町 14番 8号
	(フリガナ) 方書
	(フリガナ) 使用者氏名 スイドウ タロウ 水道 太郎

アパート等の場合、アパート名や部屋番号をメーター出庫前に確認し、検査時や検査後に変更のないようにすること。

所有者	住所 秋田市川尻みよし町 番号
	(フリガナ) 方書
	(フリガナ) 氏名 スイドウ タロウ 水道 太郎

自宅電話 ○○○-○○○  
勤務先電話  
その他電話

送付支払先	住所 秋田市川尻みよし町 1番 8号 4号
	(フリガナ) 方書
	(フリガナ) 氏名 スイドウ タロウ 水道 太郎

自宅電話 ○○○-○○○  
勤務先電話  
その他電話

指定工事業者	会社名 ○○水道	電話番号 ○○○-○○○
	担当者名 ○○ ○○	携帯電話番号 ○○○-○○○○-○○○

給水装置場所			枝	メーター口径	メーター番号	検年	取付指針	m3
水栓番号								
地区	台帳	一連						
				メーター名称				

備考	/	/

## 第7章 占用

### 第1節 道路占用許可申請等の手続き

指定工事事業者は、給水装置工事の申請が受理された後、分岐等の工事着手前に道路占用等、関係機関へ必要な手続きについて、以下のとおり行わなければならない。

- (1) 指定工事事業者は、関係機関へ道路占用又は使用許可申請書に關係書類を添付して申請しなければならない。
- (2) 申請に係る主な関係官公署および申請書類等は、「第4節 道路占用に必要な書類」による。
- (3) 占用の申込み手順<道路掘削および埋設に伴う占用（道路使用含む）>
  - ア 手続き  
「第2節 道路占用許可申請等の流れ」を参照すること。
  - イ 提出書類  
当該道路管理者の道路占用許可申請書  
※ 別冊「道路占用様式集（書き方およびひな型）P4～46」を参照すること。
  - ウ 主な添付書類
    - (ア) 位置図 (記載例 10-2) P28
    - (イ) 平面図、断面図 (記載例 22) P50
    - (ウ) 路面復旧標準断面図 (記載例 23-1～3) P51～53
    - (エ) 現況写真 (記載例 24) P54
    - (オ) 給排水課に提出した給水装置工事申込書のコピーを1部添付
    - (カ) 道路占用許可申請チェック表 (別冊「道路占用様式集」) P3※その他道路管理者が指定する書類
  - エ 上記イ、ウの書類を給排水課窓口へ提出すること。
- (4) 書類受付と交付時間
  - ア 受付時間 午前8時30分から午前11時00分までとする。
  - イ 交付時間 午後3時00分から午後5時00分までとする。※ 提出日当日に、局の許可済みの書類の交付を必要とする場合は、午前11時までに申請書等を提出すること。
- (5) 主な道路占用許可申請書等の提出先
  - ア 国道・国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所秋田国道維持出張所
  - イ 県道・秋田地域振興局建設部用地課管理班
  - ウ 市道・秋田市建設総務課占用担当
  - エ 秋田市法定外公共財産・秋田市建設総務課管理担当／秋田市農地森林整備課農業基盤担当
  - オ 秋田市駅東地区土地区画整理事業区域・駅東事務所
- (6) 道路管理者と協議  
国道、県道、および市道の主要道路等については、道路管理者と十分協議のうえ、道路占用許可申請書を作成すること。
- (7) 道路占用工事着手届の提出  
道路占用工事着手届に示す関係書類を添付すること。
- (8) 占用工事における協議  
道路掘削にあたって、給水管取出しの位置・他占用物件との離れ・官

民境界の掘削・工事の時間帯・路盤材・舗装材など当初の申請内容と異なる場合は、必ず道路管理者と協議をすること。

(9) 道路占用工事完了届の提出

ア 道路占用工事完了届書に示す関係書類を添付すること。

イ 工事完成写真は成果品であることから、第三者が見ても一連の工事工程が判るよう編集すること。

ウ 完成写真については、配水管工事標準仕様要領集 (URL <https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html>) の「6 工事記録写真撮影要領」を参考に撮影すること。

エ 工期変更があった場合は、「給水装置工事申請の竣工予定日延期届出書」のコピーを添付すること。

(10) 道路占用許可証等の原本および完成図面の提出

道路占用工事完了届提出時に、次の道路占用許可証等も併せて給排水課へ提出すること。

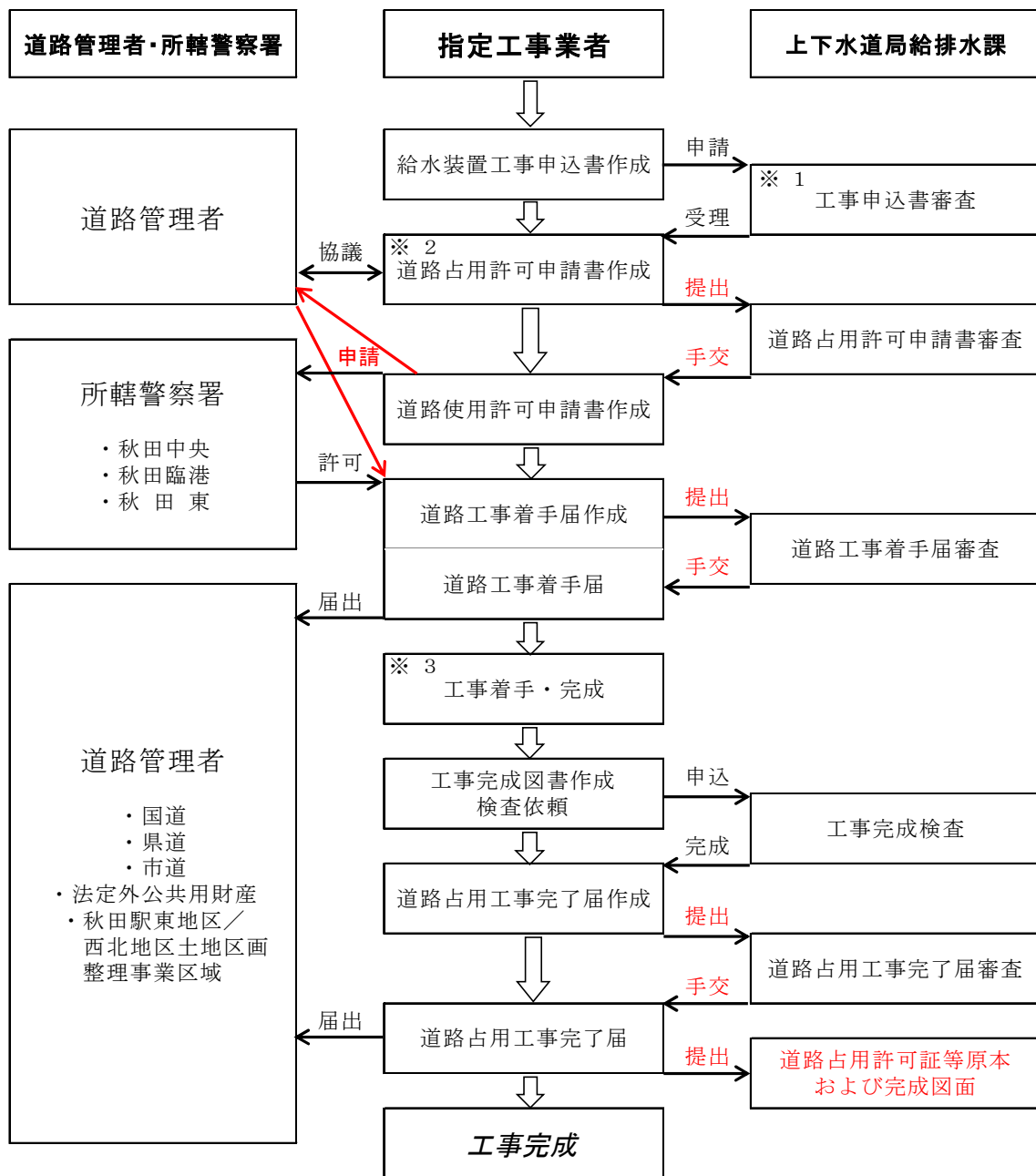
ア 道路占用許可証の原本。

イ 秋田市法定外公共財産については、法定外公共物使用届書（受領印が押印済のもの）の写し。

ウ 上記の許可書等の提出の際は、完成図面の写しも添付すること。

## 第2節 道路占用許可申請等の手続き

道路管理者、所管警察署、上下水道局へへの道路許可申請（届）、道路工事着工届、完了届の手続きの概要は以下のとおりである。



※ 1 給水装置工事申込書が受理されてから、道路占用許可申請書を提出すること。

※ 2 国道および県道・市道の主要道路等は、道路管理者と協議のうえ、道路占用許可申請書を作成すること。

※ 3 道路掘削中に既設管理設置位置等申請内容と異なる場合は、関係する道路管理者と協議すること。

### 第3節 道路占用工事についての指示事項

道路占用工事を施工する際は、以下の指示事項を遵守すること。

#### 1 道路管理者に提出する書類

工事着工3日前までに「着手届」と道交法77条1項による警察署長の許可の写しを、工事検査終了後は、速やかに「完了届」と現場写真「着工前、工事中（埋戻し土、締め固め中）、完了後」および道路占用許可証（条件書含）の写し、平面図の写しを添付し提出すること。

#### 2 施工業者の義務

(1) 許可済みの許可標（様式）を現場内に掲げて施工すること。なお、許可標の仕様については以下の通りとする。

ア 文字はペンキ又はペン等を用いて明確に記載すること。

イ 標板は厚さ15mmの木板程度以上の強度を有するものを用いること。

※ 標板によりがたい場合は標柱を使用してもよい。

(2) 占用工事にあたっては、既占用物件の管理者と十分協議し、他の占用工作物に損害を与えないように注意すること。

(3) 占用工事現場内には、工事名標示板、通行制限標示板、迂回路標示板等を設置すること。

(4) 占用工事中、工事資材を道路上に仮置する場合等は走行者の安全を確保し、また、車両の通行に伴う事故を防止するため防護柵、保安灯等の安全対策を十分にし、夜間でも保安灯等の保安施設を設置するなど万全を期すること。また、工事現場周辺の住民とのトラブル防止にも十分配慮すること。

(5) 占用工事完了後、占用箇所には占用物件の記号を明示し道路管理者の検査を受けること。

(6) 占用工事完了後2年間は、随時占用現場を見まわり占用物および路面に破損が認められた時は、直ちに上下水道局に報告し、道路管理者の指示を上下水道局から受けた後、施工業者の責任で原形復旧し、完了後、道路管理者の検査を受けること。

(7) 工事完了後、当該工事に起因する舗装の不備等が生じた場合は当課および道路管理者に報告し、道路管理者の命に従うこと。

#### 3 道路占用工事中の注意事項

(1) 掘削土および工事資材、工事用機械等については、人家の出入口や排水、歩行者および車両の通行に支障とならないよう十分配慮すること。

(2) 掘削作業中に他の地下埋設物を発見した場合には、直ちにその管理者に立会を求めると。また、在来路体を乱すような掘削をすることのないよう特に注意すること。

(3) 掘削土は現場に堆積せず、直ちに搬出し掘削土は埋戻し土に再利用してはならない。

(4) 所要の工事作業終了後は、当日中に埋戻しすること。埋戻しは規格土（山砂）等を使用し、埋戻しの構造は路面復旧標準断面図のとおりとする。また、各使用資材ごとに各層20cm以内で転圧機で（車道は10回以上、歩道は5回以上）締め固めること。仮復旧における所定の厚さは道路管理者の指示によるが、市道など生活道路の場合は、車道、歩道ともに3cmで即時復旧し、本復旧は早急に行うこと。

(5) アスファルト舗装、コンクリート舗装等の路面復旧の工種については、原形復旧とする。

- (6) 路面復旧は、既存路面との段差がないように施工すること。
- (7) 区画線（センターライン、外側線、停止線、横断歩道、その他の路面標示）があった時は、早急に原形復旧すること。仮復旧の場合も同様とする。
- (8) 区画線の施工は、秋田県土木工事共通仕様書共通編 3-2-3-9 の規定によるものとする。

4 施工業者の責任

- (1) 砂利道、舗装道を問わず、本復旧後道路占用掘削に起因して生じた事項は指定工事事業者の責任とする。
- (2) 道路管理者が行う道路工事で、給水装置の改造、移設、撤去等を要する場合は、給水装置所有者等が行い、その費用も負担する。なお、道路占用協議および協定等が締結されている物件については、この限りではない。

5 本指示事項に記載されておらず、別途協議を要すると考えられる事項については上下水道局に報告し、道路管理者の指示を上下水道局から受けること。

様式 許可済みの許可標

○○○○ 道 占 用 許 可 標			
占 用 の 目 的			
占 用 の 期 間	年	月	日より
	年	月	日まで
占用の面積・ 延長又は数量	長	m × 幅	m
占用許可年月日	年	月	日
占用許可番号	○○○○○	第	号
占用者の住所 氏名	電話		
施工業者名	電話		

30cm

40cm






## 第5節 平面図と断面図を記載する際の注意事項

道路占用の申請（届）における平面図と断面図の記載方法は、記載例 22 を参考に以下の点に注意して行うこと。

### 1 共通事項

- (1) 新設管は実線、既設管は破線、撤去管は破線を連続した斜め線で記入すること。

新設管   
既設管   
撤去管 

- (2) 管延長は被分岐管の中心から官民境界までを計測し、メートル単位で小数第1位表記すること。（例：1.5）
- (3) 道路幅員等は、メートル単位で小数第1位で記入すること。（例：2.0）
- (4) 側溝等の形状、深さを縮尺に従って記入すること。
- (5) 縮尺は1/100を基本とする。
- (6) 管種・口径等は、引出し線を引いて記入すること。
- (7) 方位は北を上とし、方位記号を記入すること。

### 2 平面図を記入する際の注意事項

- (1) 被分岐管は、2本の実線と中心線を破線で記入すること。
- (2) 既設管を残置する場合は、引き出し線で、キャップ止め[口径]を記入し、残置する管は、破線に連続した斜め線を記入すること。

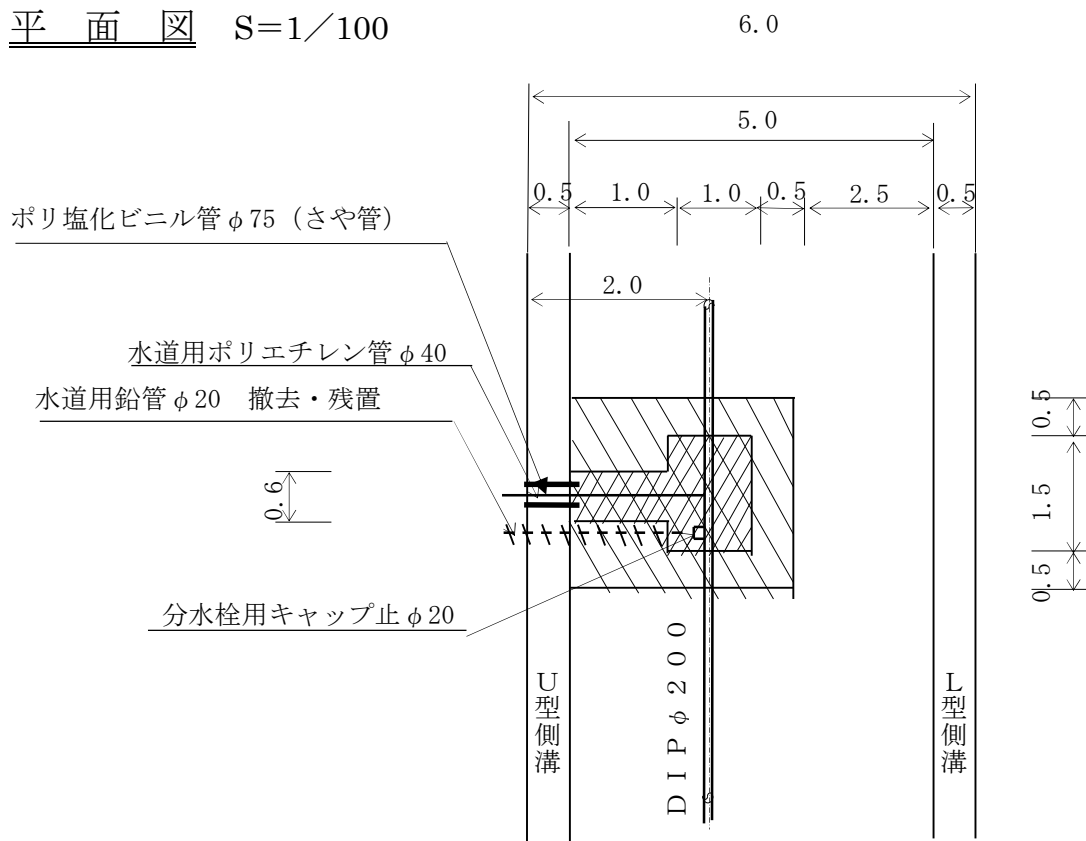
### 3 断面図を記入する際の注意事項

- (1) 防護管（さや管）を使用する場合は、図面に表示すること。
- (2) 深さは、小数第2位のメートル単位とする。（例：0.65）
- (3) 被分岐管の口径は縮尺どおり記載すること。
- (4) 平面図と並べて表示し、管延長や幅員等の整合を図ること。

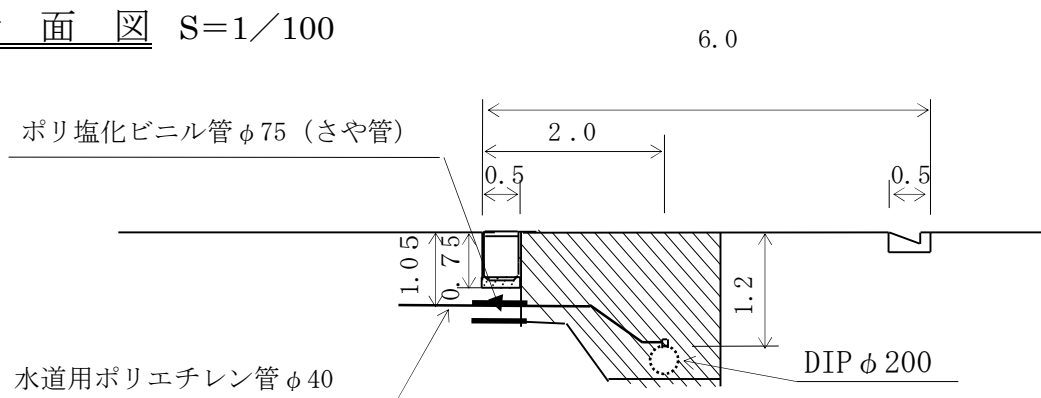
### 4 基本情報を記入する際の注意事項

- (1) 申請地、申請人、指定工事事業者、舗装業者、掘削面積、復旧面積、規模、占用の長さは、占用申請書、着手届、完成届の記載内容と整合させること。
- (2) 掘削面積および復旧面積は、小数第1位（小数第2位を四捨五入）のメートル単位とし、表内で計算内容が表示できない場合は表内の余白に記入すること。

平面図 S=1/100



断面図 S=1/100

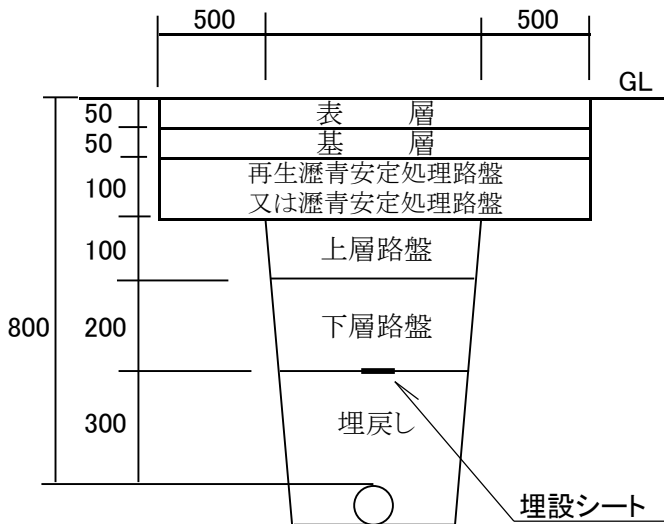


設計者 ○○○○

申請地	秋田市川尻○○町○○-○○	
申請人	水道二郎	
指定工事業者	○○水道(株)	
舗装業者	○○舗装(株)	
設計年月日	年 月 日	
掘削面積	$1.5 \times 1.0 + 1.0 \times 0.6 = 2.1 \text{ m}^2$	
復旧面積	$2.5 \times 2.5 = 6.3 \text{ m}^2$	
規模	φ 40	占用の長さ L=2.0m
	φ 20	占用の長さ L=-2.0m
	φ 75	占用の長さ L=2.0m(サヤ管)

## アスファルト舗装

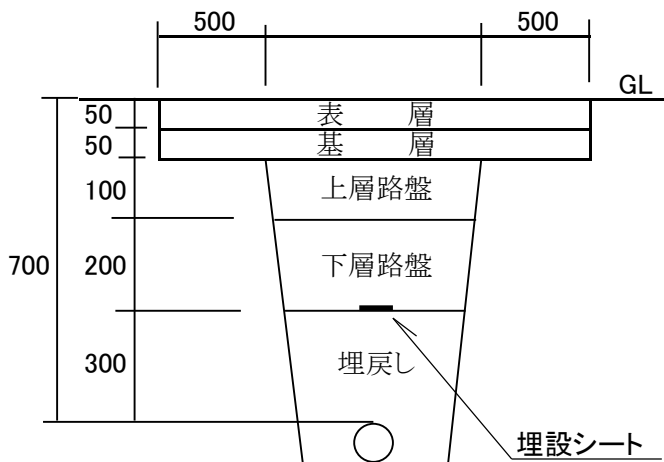
### 車道(主要幹線道路)



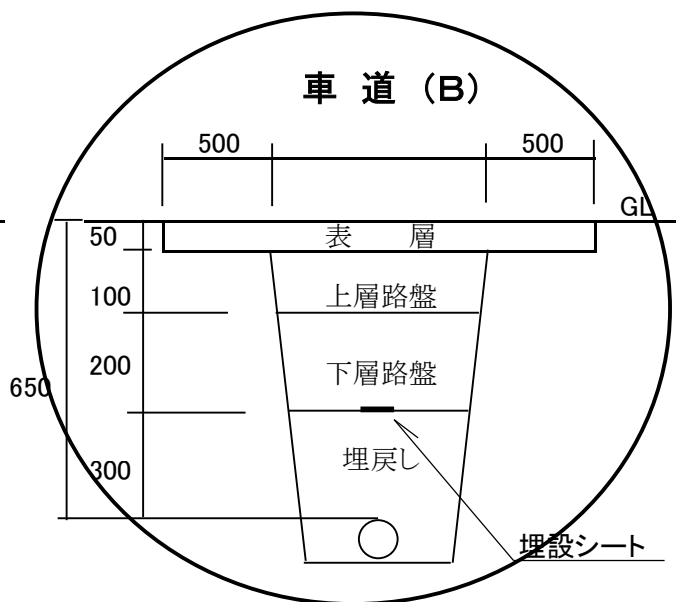
### 各断面の使用材料

- ・表層(車道) 再生②密粒度AS又は②密粒度AS  
再生⑤密粒度AS又は⑤密粒度AS  
(周辺の舗装面に合わせて使用すること。)
- ・表層(歩道) 再生⑦細粒度AS又は⑦細粒度AS
- ・基 層 再生①粗粒度AS又は再生②密粒度AS  
①粗粒度AS又は②密粒度AS
- ・上層路盤(車道) M-40又はC-40  
RM-40又はRC-40
- ・上層路盤(歩道) RC-40又はC-40
- ・下層路盤 RC-40又はC-40
- ・埋 戻 し 山砂又は改良土等
- ・路面砂利 RC-40又はC-40

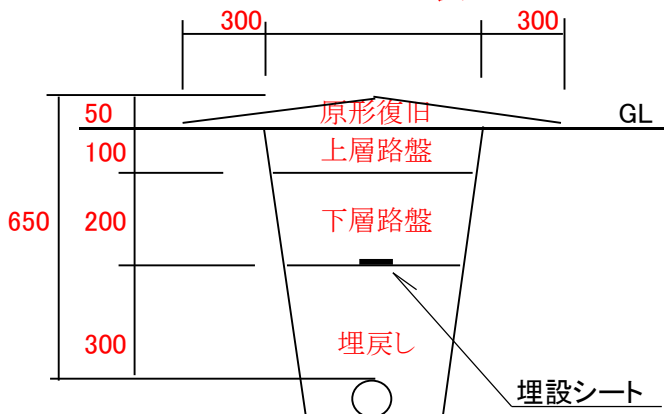
### 車道(A)



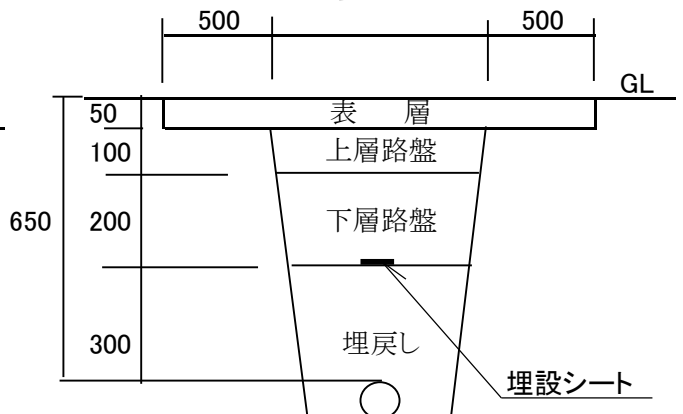
### 車道(B)



### 未舗装



### 歩道



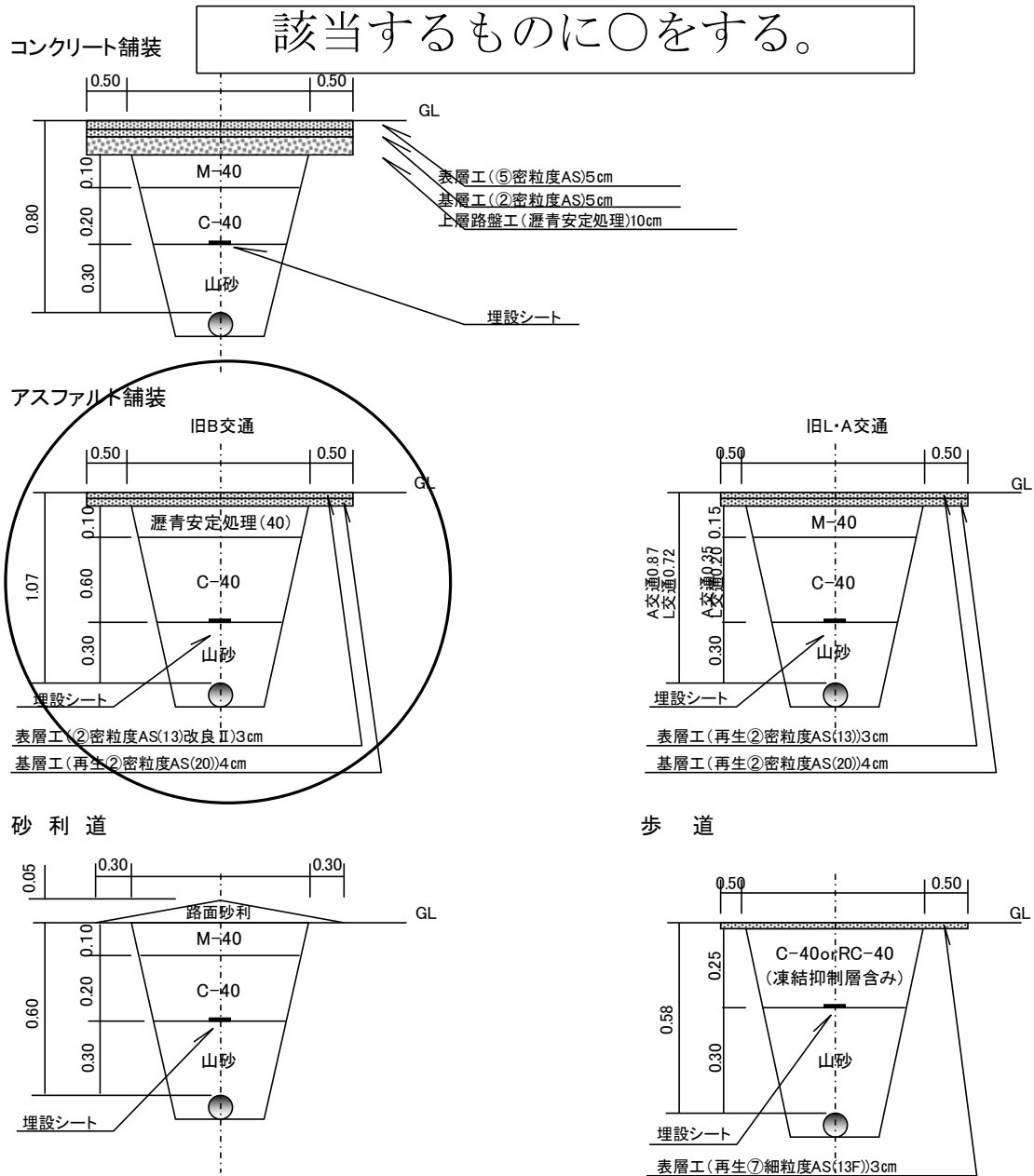
※融雪施設設置道路、電線共同溝設置道路、改良工事等に伴う舗装全幅新設道路および市道中通本線、市道川尻広面線、市道川尻新屋線、市道豊町日吉町線、市道川尻八橋線、ならびに主要幹線道路、車道(A)の大規模工事については、事前に協議すること。

※埋戻しの転圧は20cmごとに行うこと。

※掘削した際、申請の舗装圧と異なった場合は、道路管理者に届け出て指示を受けること。

(県道)

路面復旧標準断面図



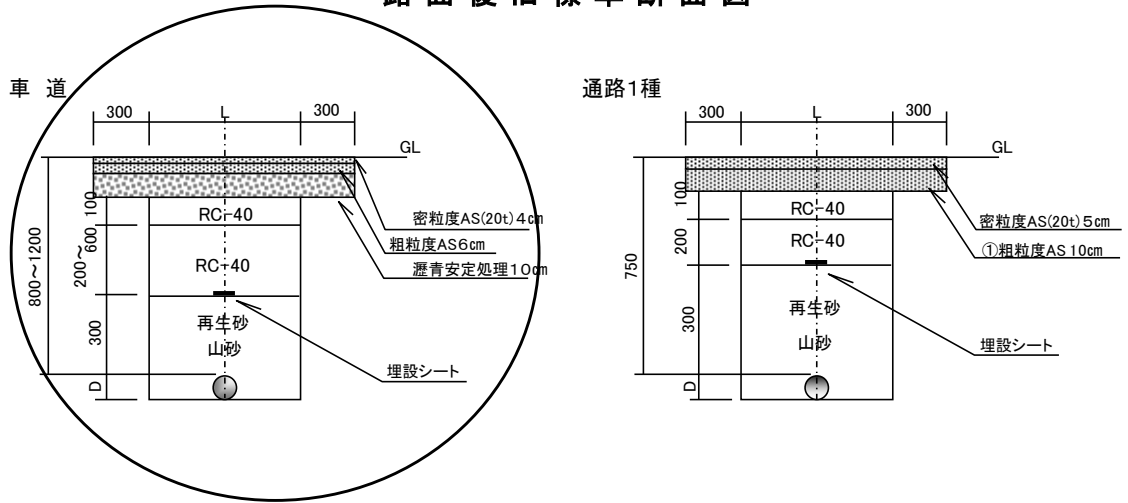
※復旧幅について

- ① 占用管が縦断方向に敷設する場合、半車線復旧を基本とする。
- ② 占用管を横断方向に複数敷設し、その間隔が狭い場合は、事前協議を実施し復旧範囲を決定する。
- ③ 歩道部については、全面復旧を基本とする。

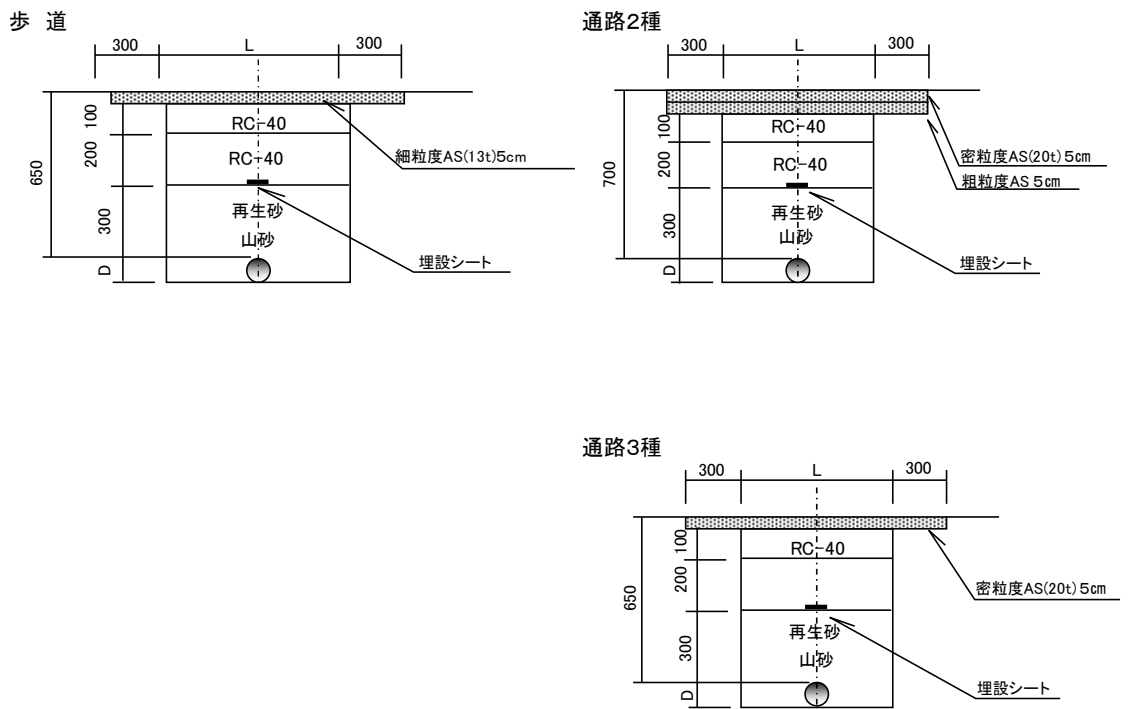
交通量の区分	大型車交通量(台/日・一方向)
L 交通	100未満
A 交通	100以上 ~ 250未満
B 交通	250以上 ~ 1,000未満
C 交通	1,000以上 ~ 3,000未満
D 交通	3,000以上

(国道)

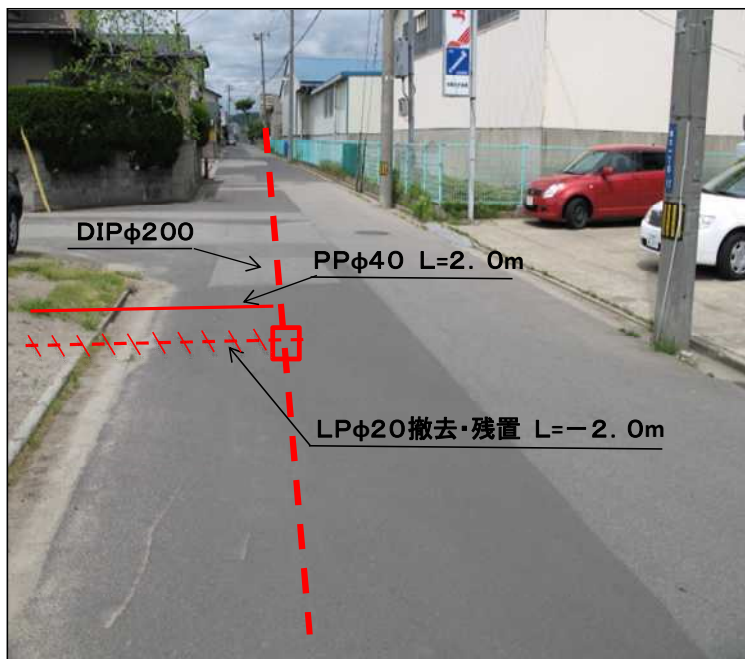
### 路面復旧標準断面図



該当するものに○をする。



## 申請時の写真撮影



### 着工前状況写真

占用物件 PPφ40 L=2.0m

占用物件 LPφ20 L=-2.0m

### 【申請時の写真撮影の注意事項】

- 1 申請する平面図および断面図と比較できるように同一方向から撮影すること。
- 2 掘削表示はしないこと。
- 3 埋設する占用物件は赤い実線で表示すること。
- 4 撤去又は残置する給水管は赤い破線と斜線で表示すること。
- 5 上下水道局所有の配水管の表示は赤の太い破線で表示すること。
- 6 引き出し線をもちいて、管種・口径・延長を表示すること。

※ 写真に記入しづらい場合は、引出し線を記入の上、記載欄に文字を記入してもよい。